

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

白井市農業委員会

No.	添付書類	部数	備考
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願	2	
2	登記事項証明書（原本、発行日から3ヶ月以内に発行されたもの）	1	
3	位置図	1	
4	公図の写し	1	
5	買取申出者の印鑑登録証明書	1	
6	買取申出事由の生じた者の世帯全員の住民票（続柄の記載のあるもの）	1	
7	※買取申出事由が死亡の場合 相続登記が完了している場合・・・被相続人の戸籍（除籍）謄本 相続登記が未完了の場合・・・遺産分割協議書	1	
8	※買取申出事由が故障の場合 ・疾病等により農林漁業に従事することが事実上困難である旨が記載された医師の診断書	1	

《 注意 》

- ・生産緑地に関することについては、都市計画課へ事前に協議してください。
- ・生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明願を申請される時は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。